

法規 演習問題2 (解説)

ウラ模試2

[No.7] 解説 正答—3 (正答率 38%)

1. 「令 107 条の 2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号), 「②.遮熱性」(二号), 「③.遮炎性」(三号) の 3 つの性質別に, 必要な性能が規定されている. 問題文は「③.遮炎性 (建物内部で火災が起きた際, 建物の外に火炎をださないこと.)」についての記述であるため, 「三号」をチェックすると, 「屋根にあっては, 屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に, 加熱開始後 30 分間, 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないもの.」とわかる. よって正しい.
2. 「法 2 条第九号」, 「令 108 条の 2」より, 「不燃材料として, 建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には, 火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間, 燃焼しないものであり, かつ, 防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される.」とわかる. また, 「令 1 条第五号」, 「令 108 条の 2」より, 準不燃材料にも同様に, 加熱開始後 10 分間, 所定の不燃性能が要求される. よって正しい.
3. 「令 108 条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており, そこに「①.非損傷性」(一号), 「②.遮熱性」(二号) の 2 つの性質別に必要な性能が順に規定されている. 問題文は「②.遮熱性 (火災が起きた際, 一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと)」についての記述であるため, 「二号」をチェックすると, 外壁の防火性能として, 「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る.) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある.」とわかる. 問題文は「通常の火災 (屋外・屋内の火災)」とあるが, 防火構造は, 屋内において発生する通常の火災に対する性能は要求されない. よって誤り.
4. 「令 109 条の 2 の 2」に「主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角」の解説が載っており, 「法第 2 条第九号の三イに該当する建築物 (通称: イ準耐) の地上部分の層間変形角は, 1/150 以内でなければ

ばならない.」とわかる. よって正しい.

[No.14] 解説 正答—1 (正答率 66%)

1. 「令 121 条」に「2 直階段の設置条件」について載っており, その「四号」条件をチェックすると「診療所の用途に使用する階で, その階において病室の用途で使用する居室の床面積の合計が 50 m²を超える場合」とある. ただし, 問題文の建物は耐火建築物 (=耐火構造) であるため, 「令 121 条 2 項」の「倍緩和」が適用され, 「四号」条件は「診療所の用途に使用する階で, 病室の床面積の合計が 100 m² (= 50 m²×2 倍) を超える場合」と緩和される. 問題文にある建物の対象階の病室の床面積の合計が 100 m²であるため, これに該当しない. また「六号ロ」条件にも該当しない. よって, 2 直階段の設置は必要ない. よって誤り.
2. 「令 118 条」より, 「劇場の客席からの出口の戸は, 劇場の規模にかかわらず, 内開きとしてはならない.」とある. また, 「令 125 条 2 項」より, 「劇場の客用に供する屋外への出口の戸は, 劇場の規模にかかわらず, 内開きとしてはならない.」とわかる. よって正しい.
3. 「令 126 条の 2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており, そこを訳すと「(一) 項～(四) 項特建に該当する建物で, 延べ面積が 500 m²を超える場合は排煙設備を設置しなければならない.」とわかる. ただし, 「令 126 条の 2 第一号」より, 「(二) 項特建で, 準耐火構造以上の壁・床, 防火設備で 100 m²区画されているもの」については, 適用除外となる (通称: 100 m²区画緩和). よって正しい.
4. 「令 126 条の 4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており, そこを訳すと「延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の居室及び居室から地上へと通じる通路部分には非常用照明を設置しなければならない.」とわかる. また, ただし書きで「次の各号のいずれかに該当する場合は適用除外となる.」とあり, その「三号」に「学校等 (令 126 条の 2 第二号より, ボーリング場は学校等に含まれる)」は該当するため設置しなくてもよい. よって正しい.

ウラ模試 1

[No.7] 解説 正答—3 (正答率 68%)

1. 「法 35 条の 2」, 「令 128 条の 4 第 2 項」より「階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とわかる。問題文の建物は延べ面積が 500 m²を超えており内装制限を受ける。また、「令 128 条の 5 第 4 項」より、「階数が 3 で延べ面積が 500 m²をこえる建物の場合、その居室の壁及び天井の室内に面する仕上げを難燃材料（又は同等の大臣が定めた組み合わせ）としなければならない。」とわかる。よって正しい。
2. 「令 128 条の 4 第三号」より、「地階を(い)欄 (一) 項, (二) 項, (四) 項特建の用途として使用する場合にはその床面積にかかわらず内装制限が適用される。」とわかる。問題文の「旅館」は「別表 1」より(い)欄 (二) 項特建であるため正しい。
3. 「令 128 条の 4 第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される。問題文の建物は「旅館」であり、「別表 1」より(い)欄 (二) 項特建に該当し、また、耐火建築物であるため、「令 128 条の 4 第一号表中の (二)」より、「旅館の用途に供する 3 階以上の床面積の合計が 300 m²以上」の場合、内装制限を受けるが、問題文は、「200 m²」であり、これに該当しない。また「令 128 条の 4 第 2 項, 3 項 (=規模条件)」にも該当しないため、内装制限は受けない。よって誤り。
4. 「法 35 条の 2」, 「令 128 条の 4 第 2 項」より、「階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とあるが、かっこ書きより、「学校等の用途に供するものを除く。」とわかる。「学校等」については、「令 126 条の 2 第 1 項第二号」に載っており、問題文の小学校はこれに該当するため、火を使用しない室は内装の制限を受けない。よって正しい。